

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和8年
5月

1 令和8年の釜石監督署の重点課題等について

令和8年4月の人事異動により、署長ほか2名の職員が転任してまいりました。

署長：八重樫祐一、安全衛生担当：千葉労働基準監督官、監督担当：伊藤労働基準監督官
です。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、令和6年における岩手県の一人平均年間総実労働時間は1,739時間と、減少傾向が継続しているものの全国平均より25時間長く、釜石監督署管内でもいまだ違法な時間外労働が散見されるほか、全国的にも長時間労働を理由とする脳心臓疾患や精神障害の労災請求は増加しており、過重労働による健康障害の防止対策の一層の徹底及び長時間労働の削減に向けた取組を推進していく必要があります。また、法令に関する知識や労務管理体制が十分ではないと考えられる中小企業等も認められるところであり、引き続き、きめ細かい支援を行っていく必要があります。

一方、当署の休業4日以上労働災害は震災以降、長期的に見れば減少傾向を示しているものの、令和7年は85件となっており、過去最少であった令和元年の61件からは20件以上も高い水準となっており、引き続き、労働災害防止対策に係る各種の取組を積極的に進めていく必要があります。また、令和7年5月、労働安全衛生法及び作業環境測定法が改正され、本年4月以降も順次施行されているところであり、個人事業者等の安全衛生対策の推進やストレスチェックの企業規模にかかわらず実施義務化、高年齢労働者の労働災害防止のため作業環境の改善等の努力義務化等全ての事業者への影響があることから、その内容の周知を積極的に進めていく必要があります。

これらの状況から、令和8年度に釜石監督署が取り組む重点課題は

- ① 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- ② 中小企業等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策
- ③ 管内の労働災害等の発生状況等に応じた労働災害等の防止

として、積極的かつ懇切丁寧な行政展開を進めてまいりますので、皆様方にはご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。



2 労働災害発生状況等について

【令和7年労働災害（3月末現在）】

85件（前年同88件）
死亡災害 0件（同1件）

【令和8年労働災害（3月末現在）】

13件（前年同期20件）
死亡災害 0件（同0件）

令和7年の労働災害のうち、対前年比で増加した主な業種は、製造業、保健衛生業、ビルメンテナンス業で、減少しているのは運輸交通業、林業、小売業です。なお、令和8年ではおおむね全業種で減少傾向を示しています。

釜石監督署では、第14次労働災害防止計画期間(令和5年～令和9年)において、死傷災害を令和4年と比較し10%減少させること、死亡災害も同様に50%減少させることを目標としており、業種別では道路貨物運送業の死傷者数を10%以上減少、建設業の死傷者数を15%以上減少し死亡災害をゼロ、製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を20%以上減少、社会福祉施設の死傷者数を10%以上減少させることを目標としています。

また、14次防の重点事項は以下のとおりであり、当署でも、引き続き、各種取組を積極的に進めてまいりますので、皆様方には、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

14次防概要のパンフレット
はこちら▶



3. 「ストレスチェック」の実施が全ての事業場の義務となり、高年齢労働者の労働災害防止の推進及び治療と就業の両立支援の推進が努力義務になりました！

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う労働安全衛生法の改正が行われました。

メンタルヘルス対策の推進に関するストレスチェックについて、現在、当分の間努力義務となっている**常用労働者数 50 人未満の事業場**においても、**ストレスチェック**や**高ストレス者**への**面接指導**の実施が義務付けられ、法改正が公布された**令和7年5月から3年以内**に施行されます。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法のマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センターの体制拡充などの支援を進めていきますが、皆様におかれても、制度の内容の把握や外部委託を含めた実施体制の検討、予算化など実施の準備をお願いします。

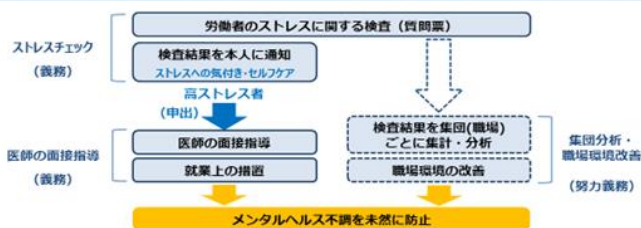
また、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講じること、また、職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となり、令和8年4月1日から施行されています。

国は令和8年2月10日、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めたところであり、事業者はこの指針に基づいた取組を行っていただく必要があります。

「高年齢者の労働災害防止のための指針」は、基本的にこれまでのエイジフレンドリーガイドラインを踏襲した内容が示されたものであり、事業者が講ずべき措置として、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善、高年齢者の健康や体力の状況の把握、高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応、安全衛生教育が項目建てされています。

「治療と就業の両立支援指針」についても、これまでの事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインと同様に、治療と就業の両立支援を行うための環境整備として、事業主による基本方針の表明等と労働者への周知、研修等による意識啓発、相談窓口等の明確化、両立支援に関する制度(休暇・勤務制度)、体制等の整備が項目建てされています。皆様におかれては、これらの指針に基づいた適切な対応をお願いします。

職場のメンタルヘルス対策の推進 (労働安全衛生法の改正概要)



改正内容

- 現行法ではストレスチェックは労働者数50人以上の事業場に義務付けられている(50人未満は努力義務)ところ、これを全ての事業場に義務化する。
- ※ 小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、
 - ・ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
 - ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」(地産保)の体制拡充等の支援策を講じていく。
- また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)。

ストレスチェック制度の導入

○ 事業場におけるメンタルヘルス対策を強化するため、平成27年12月にストレスチェック制度施行。ただし、労働者数50人未満の事業場については、ストレスチェックの実施は当分の間努力義務とされていたところ、(ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会)における検討結果を踏まえて、法律改正に至った。

	ストレスチェック	集団分析・職場環境改善
50人以上の事業場	義務	努力義務
50人未満の事業場	当分の間努力義務	努力義務

	ストレスチェック	集団分析・職場環境改善
50人以上の事業場	義務	努力義務
50人未満の事業場	努力義務 → 義務	努力義務

50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施

50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてマニュアルを作成

	50人以上の事業場	50人未満の事業場
ストレスチェック	産業医選任 (義務) 産業医又は外部委託 外部委託の場合、1人当たり数百円から千円程度 (※)	労働者のプライバシー保護の観点から、原則、外部委託を推奨 外部委託 1人当たり数百円から千円程度 (※)
医師の面接指導	産業医又は外部委託 外部委託の場合、高ストレス者1人当たり2万円程度 (※)	全国350の地域産業保健センターの体制を強化、登録産業医が面接指導を無料で実施
監督署への報告	実施結果の報告義務	監督署への報告義務は課さない

50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保

地域産業保健センター (地産保)

○ 労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、登録産業医等による産業保健サービスを無料で提供。

ストレスチェック制度
メンタルヘルス対策



エイジフレンドリー



治療と仕事の両立支援



改正労働安全衛生法

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行されます

改正労働安全衛生法

改正作業環境測定法

改正労働安全衛生法

改正労働安全衛生法

改正労働安全衛生法

改正労働安全衛生法

改正労働安全衛生法等に係る特設ページ

https://www.nhlw.go.jp/stf/seisa_kunitsuite/bunya/kovou_roudou/roudoukiun/anzen/ant-eihou/index_00001.html



▶ ご不明な点等があれば、お気軽に当署にお尋ねください。